

# 令和8・9年度 宇陀市競争入札参加資格審査申請書 提出要領

令和8・9年度において、宇陀市が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等の競争入札に参加しようとされる方は、以下の要領により宇陀市競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

## 記

### I. 申請資格

次のいずれかに該当する場合は、申請書を提出することができます。

【建設工事】	
建設工事に係る契約	<p>以下の①及び②の両方を満たす者</p> <p>① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていること。</p> <p>② 令和6年10月1日～令和7年9月30日までの期間を審査基準日（決算日）とする、建設業法第27条の23の規定による経営に関する事項の審査（以下、「経営事項審査」という。）を受けていること。</p> <p>「経営規模等評価結果・総合評定値通知書」については、上記期間を審査基準日とするもののうち、最新のものを添付資料として提出する必要があります。ただし、申請手続中の場合は、その旨を確認できる書類を提出してください。また、この場合は、令和8年3月19日（木）までに「経営規模等評価結果・総合評定値通知書」を提出してください。</p>
【測量・建設コンサルタント等】	
測量業務に係る契約	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けている者
建築物の設計業務に係る契約	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けている者
建設コンサルタント業務に係る契約	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けている者
地質調査業務に係る契約	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けている者

補償コンサルタント 業務に係る契約	補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条第 1 項の規定による登録を受けている者
その他	上記に付随する関係業務を希望する者（ただし、業務上許可等が必要な場合、当該許可等を受けていること。）

## 2. 欠格要件

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札参加資格を得ることができません。

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 宇陀市建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成 23 年宇陀市告示第 145 号）第 7 条の規定により入札参加資格を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過していない者
- ③ 入札に参加を希望する業務区分の営業に関し、法令等の規定により必要な許可、認可等を受けていない者
- ④ 直前 2 年の事業年度において、営業実績を有していない者
- ⑤ 市税を滞納している者
- ⑥ 県税を滞納している者
- ⑦ 消費税及び地方消費税を完納していない者
- ⑧ 次のいずれかに該当するとき。
  - a. 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - b. 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
  - c. 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
  - d. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
  - e. c 及び d に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑨ 暴力団対策法第32条第1項各号に掲げる者

⑩ 申請書又はその添付書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事実を記載した者

### 3. 申請業種

#### 【建設工事】

許可業種のうち、技術職員が1名以上の業種であって、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に平均完工工事高がある業種に限ります。(平均完工工事高が「0」の業種は、申請できません。)

また、取引を希望する業種を上位6業種以内で【工事様式1】・【工事様式5】に記載してください。

#### 【測量・建設コンサルタント等】

登録業種のうち、直前2年度決算において受注実績のある業種に限ります。

### 4. 登録有効期間

令和8・9年度（令和8年4月1日～令和10年3月31日）

### 5. 受付期間等

- 受付期間：令和8年2月2日（月）～令和8年2月27日（金）（土・日・祝日を除く。）
- 受付時間：午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

### 6. 申請方法

- 市内業者（市内に本店を有する業者）：持参による提出に限る。
- 市外業者（市外に本店を有する業者）：郵送に限ります。（令和8年2月27日必着）

【建設工事】	ピンク色のA4判（縦）紙ファイルに綴じてください。（別表の順に並べて綴じてください。）
【測量・建設コンサルタント等】	水色のA4判（縦）紙ファイルに綴じてください。（別表の順に並べて綴じてください。）

- 受領書を交付しますので、申請書類に併せて受領書【共通様式3】を提出してください。  
市外業者については、受領書を郵送しますので、110円切手貼付の返信用封筒（送付先住所・氏名等が記載されたもの）を申請書類と併せて提出してください。

## 7. 提出先

### 【持参】

〒633-0292 奈良県宇陀市榛原下井足 17 番地の 3

宇陀市役所 1 階 入札参加資格受付事務室

### 【郵送】

〒633-0292 奈良県宇陀市榛原下井足 17 番地の 3

宇陀市役所総務部総務課 建設工事等入札担当宛

※封筒に「入札参加資格申請書類 在中」と朱書きで記載してください。

※郵送方法は問いませんが、普通郵便では配達事故等による不着について確認できず、

市は責任を負いませんので、書留等の郵便記録が残る方法を推奨します。

## 8. 提出書類 【提出部数 1部】

提出書類は以下の別表のとおりです。

別表 1	建設工事：市内業者申請用
別表 2	建設工事：市外業者申請用
別表 3	測量・建設コンサルタント等：市内業者申請用
別表 4	測量・建設コンサルタント等：市外業者申請用

(1) 各証明書については、申請書提出日前 3 カ月以内に発行されたものを提出してください。

(2) 納税証明書は、免税業者であっても提出してください。

(3) 申請書の記載事項や添付書類に不備等があった場合は、一切受付できません。

(4) 別表のうち、△印の書類については必要な業者のみ提出していただくものです。

(5) 申請書又は添付書類の記載事項に変更があったときは、直ちにその旨を届出してください。

(6) 提出書類の様式について

提出書類のうち、次に掲げる書類については、各社で作成・使用している任意様式での提出が可能です。

建設工事	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 営業所一覧表[工事様式 2]</li><li>・ 工事経歴書[工事様式 4]</li><li>・ 使用印鑑届[共通様式 1]</li><li>・ 委任状[共通様式 2]</li></ul>
測量・建設コンサルタント等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 営業所一覧表[測・コ様式 5]</li><li>・ 技術者経歴書[測・コ様式 6]</li><li>・ 測量等実績調書[測・コ様式 7]</li><li>・ 使用印鑑届[共通様式 1]</li><li>・ 委任状[共通様式 2]</li></ul>

(7) 市税の納税証明については、**令和8年1月13日以降**に証明書の発行が可能となりますので、この日以降に宇陀市役所税務課、大宇陀地域事務所、菟田野地域事務所又は室生地域事務所にて証明書発行手続きを行ってください。

名称	住所	電話番号
宇陀市役所税務課	宇陀市榛原下井足17番地の3	0745-82-1306(直通)
大宇陀地域事務所	宇陀市大宇陀迫間25番地	0745-83-2251
菟田野地域事務所	宇陀市菟田野松井486番地の1	0745-84-2521
室生地域事務所	宇陀市室生大野1641番地	0745-92-2001

#### 9. 問い合わせ先

・本要領に関するお問い合わせは下記担当者までご連絡ください。

##### 【担当者】

奈良県宇陀市榛原下井足17-3 宇陀市役所総務部総務課 中井

T E L : 0745-82-1302 (直通) F A X : 0745-82-3900